

知事の政治姿勢について

万景峰92号の入港について、ミサイルを突きつけながら入港を要求する国の船に対して、接岸を国際ルールを尊重して、辛い思いで許可せざるを得なかった知事においては、この際、入港差し止めの権限を持つ国に対して、その差し止めに強く要請すべきと思うが知事の所見を伺う。

(議員の認識)

- ・知事は、自治体ネットワークを発足させるなど拉致事件解決に積極的であると認識
- ・拉致事件は、北朝鮮の理不尽な対応で解決に向けた糸口も見出せない状況と認識

村松議員の代表質問にお答えします。

このたびの北朝鮮のミサイル発射準備の動きは、国際社会全体に緊張をもたらし、我が国の平和と安全にも多大な脅威を与える深刻な事態となっており、大きな問題であると認識しております。

万景峰92号の入港差し止めに係る国への要請についてではありますが、北朝鮮は、我が国の最重要課題である拉致問題について誠意のない対応を繰り返し、問題解決に向けた具体的な進展が見られないことから、これまでも様々な機会を通じて国に対し要請を行ってきたところであります。

国際ルールを無視して、瀬戸際外交を繰り返す北朝鮮による拉致事件の全面解決を図るためには、圧力をかけた上で交渉する必要があることから、特定船舶入港禁止特別措置法の発動をはじめとした経済制裁を実施するよう、先般、国に対し重ねて要請を行ったところであります。

知事は中越大震災の復旧にあたり、住宅再建を第一義としてきたが、今後は生業再建やコミュニティ再生へと支援の重点を移していくと記者会見で述べている。

そこで現時点での復旧・復興の現状と、今後の見通しについて伺う。

また、これまで最優先課題として取り組んできた住宅再建に一定の目処が立ったということだと思うが、現状と今後の見通しについて伺う。

次に、中越大震災の復旧・復興の現状と今後の見通しについてであります。

生活インフラについては、一部地域を除いて、ほぼ復旧が終わっており、公営住宅の建設や防災集団移転団地の造成も目に見える形で進んでおります。中山間地域の棚田につきましても、来年の作付けが可能となるよう、道路復旧と併せて全力で取り組んでいるところであります。

また、特にこれまで重点的に取り組んできた住宅再建につきましては、現状において、全ての皆様が見通しを立てきったという状況ではないと認識していますが、先日、復興基金による更なる支援策を打ち出したことにより、複雑な課題を抱えておられる世帯に対しましても、個々の事情に配慮した踏み込んだ支援ができるものと考えております。

今後の事情変化なども当然考えられますことから、必要があれば更に支援策を講ずるなどして、全ての皆さんの住宅再建がきちんとできるまで、今後もしっかりとサポートしていきたいと考えております。

鳥取県では独自に300万円の住宅再建資金の創設を図り、その結果、ほとんどの集落で元通りの生活再建ができているとの事であるが、本県の支援策はどうであったか伺う。

被災者への住宅再建の支援についてであります、
本県の支援策は、

- ・ 県単「被災者生活再建支援事業」により、住宅本体の再建に充当できる100万円を支援したこと
 - ・ 県単「住宅応急修理制度」で最高100万円を支援できる制度を創設したこと
 - ・ 各県の拠出に基づく国の「被災者生活再建支援制度」による支給額が、平成12年の鳥取県西部地震後の平成16年度改正により、100万円から300万円に引き上げられたこと
 - ・ 7.13水害等、他の災害との公平な扱いについても配慮する必要があること
- などを踏まえて創設したものであり、制度として鳥取県に劣るものではないと考えております。

県の復興基金の事業について、当面は600億円の基金とし、状況を見て必要であれば積み増しも考えるとのことであったが、初年度の昨年度決算額は当初予算のおよそ15%の27億円と報道されている。昨年度採択された主な事業とその内容について伺う。

復興基金における平成17年度の実施事業についてであります
すが、

県の復興計画を踏まえて、被災者及び被災地域の一日も早い復旧・復興を支援するため、県及び市町村等の各種取組と連携しながら、

- ・生活支援相談員の配置
- ・健康サポート
- ・こころのケア事業

などの被災者等の見守りや相談に応じる生活支援対策や

- ・住宅復興資金の借入に対する利子補給
- ・越後杉で家づくり復興支援

などの住宅復旧対策や、

- ・事業所解体撤去支援
- ・中小企業者仮設店舗等設置
- ・小規模農地等復旧のための手づくり田直し等支援

などの生業対策を中心に合計63事業を実施してきたところであります。

なお、執行額としては、約27億円となっておりますが、決定済みの事業量としては、約200億円を見込んでいるところで
です。

復興基金は使い勝手が悪い、このため利用が少ないとも聞か
が、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

- ・復興基金の活用に当たっては行政施策にこだわらず、住民
が希望するもの、住民の立場に立った施策の展開が必要で
あるとの意見
- ・メニューが十分でなかったとの認識

次に、復興基金の利用実績等についてであります、
初年度の平成17年度におきましては、確かに支出額として
は、

- ・支援総額で27億1千9百万円

となっております、これまで決定済みの事業に係る総支出
額としては、当初の計画どおり、運用益総額の約3分の1に
当たる193億円の支出を見込んでいるところであります。

現金主義を前提とする公会計の表記の問題もあると考えて
います。

なお、基金の運用に当たっては、復旧状況や被災者の実態
を踏まえて、支援が真に必要な被災者に対して支援が行き届
くよう

- ・要件の緩和
- ・対象者の拡大

等の改善を必要に応じて図ってまいりたいと考えています。

今後も復興基金が有効に活用され、1人も見捨てることな
く、被災地域の日も早い復旧・復興が図られるよう全力で
取り組んで参る考えであります。

知事は今年度、住宅再建支援策の強化と共に次の段階として生業の支援や地域コミュニティの再生支援に進む方針を強調しているが、復興基金の本年度の事業計画とその内容及び予算額、併せて今後の見通しについても伺う。

次に、復興基金の本年度の事業計画等についてであります
が、

被災者及び被災地域の着実な復旧を支援するため、これまで重点的に事業化を図ってきた、住宅再建総合対策等に加え、次ぎのステップとして、

- ・被災地域のコミュニティ再生
- ・産業対策・農林水産業対策などの生業再建

等幅広い分野への対応に取り組むこととしております。

今後とも県及び市町村等の取組と連携しながら、必要な支援事業について事業化を図り、一日も早い被災地域全体の復旧・復興が達成されるよう努めてまいる考えであります。

なお、予算額につきましては、県民生活・環境部長から答弁させます。

国土形成計画における広域地方計画の本県の区域割りが、今までどおりの東北圏域に決定される見通しとなったが、この組み合わせについての所感と今後の方針について伺うとともに、この決定を魅力ある新潟県づくりの観点から、どのような意味を持たせていくつもりか所見を伺う。

また、このことが、道州制に向かって一人歩きしないかとの懸念も拭い去れないが、知事の所見を伺うとともに、今後道州制議論をどのように進めていくのか伺う。

(議員の認識)

・知事が希望する複数圏所属も、北関東に分科会設置、福島と新潟が入る5県での発展構想の策定が提案されるという形で認められたとの認識

・国土形成計画は、あくまでもインフラ整備などの中長期計画を考えるものであり、国の統治機構の問題である道州制とは違うとのことで明文化もされているが、道州制への既定路線となることを懸念

次に、国土形成計画における広域地方計画の区域についてありますが、

このたびの国土審議会圏域部会の報告では、本県を現状と同じ東北圏域に設定するとともに、

①当県と福島県及び北関東3県の5県による発展構想等を東北、首都圏の計画に各々取り込んでいくことが必要とされたこと

②隣接する広域地方計画区域への参加要望については、協

議会において前向きに対応すべきとされたこと
など、県の「複数の圏域に対等な立場で属することができる
ように」との要望が反映されたものと考えております。

今後は、交通、環境、観光など広域的課題ごとに各区域と
連携を図り、本県のこれまでの事業、連携の実績や今後の政
策の方向などを踏まえ、区域において本県が果たすべき役割
を描けるような計画づくりに参加していくことが、本県の発
展にとって意義があるものと考えております。

また、国土形成計画は、部会の報告にも明言されていると
おり、道州制とは基本的に性格の異なるものと考えておりま
す。

なお、道州制については、単なる都道府県の組合せではな
く、国と地方の役割分担の議論を踏まえた地方への権限、財
源、人材の移譲の実現が重要と考えており、住民本位の地方
分権改革を実現するため、市町村、経済界はもとより県民の
皆様にその考え方やメリット等について情報を提供し、幅広
い議論を展開していきたいと考えております。

国は地方交付税のあり方を見直す方針で、人口と面積による新型交付税も竹中総務大臣が提案しているが、導入されれば本県は大幅減額になると予想される。

知事は、どの程度の減額を予想しているのか伺う。

また、国に対して本県の置かれた実情等を強く認識させ、一定の配慮を勝ち取る必要があると考えるが、今後どのような方針で臨むのか知事の所見を伺う。

(議員の認識)

- ・ 更なる事業の見直しや県職員削減や、給料の見直し等更なる努力も必要であるが、交付税依存率の高い本県にとっては、非常に重要な問題であるとの認識
- ・ 豪雪地を抱える本県の実情等を強く国に要請すべきとの意見

次に、新型交付税に対する方針等についてであります。今後3年間で5兆円規模を目指すとされている新型交付税については、その8割を人口、2割を面積に応じて配分した場合、本県分の地方交付税は121億円程度の減額になるとの和歌山県による試算もあるところです。

この新型交付税は、導入の方法によっては、豪雪地帯など条件不利地域において必要な財政需要に的確に対応できなくなる事態も懸念されます。

私は、地方行財政改革を進める上では、地域間格差の是正や地域の実情への配慮が重要と考えており、

・ 去る5月25日に、県内の市町村長並びに議会の皆様とともに
に国に対する緊急アピール

・ 私が会長を務めております全国積雪寒冷地帯振興協議会か
らも、新型交付税導入についての緊急要望
を行ったところです。

今後とも、

・ 豪雪地帯など条件不利地域の実情を十分踏まえた改革

・ 住民生活の安定を図るために必要な地方交付税の所要総額
の確保

が進められるよう、県内の市町村長並びに議会の皆様はもち
ろん、全国の知事と足並みをそろえて最大限の努力をしてま
いりたいと考えております。

災害復旧を最優先するために見送られてきた、県民の要望が強い道路整備等の通常ベースでの社会資本整備のあり方についての方針について伺う。

(議員の認識)

・国は5年連続で公共投資を削減し、今年度においては、バブル崩壊前の水準まで公共投資を抑制してきた結果、交通インフラなど社会基盤整備の遅れた地方では、整備促進を望む声が日増しに高まっているとの認識

次に、社会資本整備のあり方についての方針についてであります、

当県は、

- ・広い県土
- ・長大な河川やゼロメートル地帯
- ・全国でも有数の豪雪地帯
- ・土砂崩れや地すべりなど多くの危険箇所を抱える

などの特徴を有しており、県民の生命と暮らしを守るため、

「災害に強いふるさとづくり」を最重要課題として、政策プランにも掲げたところです。

県としましては、災害復旧に全力で取り組むことはもちろんのこと、社会資本の整備に当たっては、選択と集中により、各地域のニーズや課題等を的確に把握し、

- ・「いのちを守る道路」の整備
- ・河川の改修
- ・地すべりなどの土砂災害対策

などを着実に進めるとともに、

- ・災害や事故の未然防止のため、適切な維持管理
- ・ハザードマップ作成支援や防災情報の提供などソフト対

策

についても積極的に推進してまいりたいと考えております。

上越魚沼地域振興快速道路の今後の整備計画について、特に全線供用の見込みは、いつ頃か、また、それぞれの区間の格上げ、着手、供用開始はいつ頃を目指しているのか伺う。

(議員の認識)

・上越市でのシンポジウムにおいて知事は、上越魚沼地域振興快速道路を「命をつなぐ道路」とも呼ぶべき道路であるからその重要性から早期完成をめざし最大限の努力をすると約束され、地元は大変に喜んでいるとの認識

・「目標を示して、その実現に全力を尽くし、その上でどうしても実現できなければ実情を説明し、謝ればよい」という知事発言は、事業を推進するに当たり住民にわかりやすい説明をするべきとの考えと認識

上越魚沼地域振興快速道路の整備計画についてであります
が、

現在、上越市側と南魚沼市側の両方から整備を進めており、浦川原・安塚間は、平成21年度の供用を目指しております。

他の区間については、地元との協議が残っていることや、残事業費が多額なことなどから、現時点で供用予定時期を明示することはできません。

また、調査区間から整備区間への格上げや、新たな調査区間の指定については、整備区間の供用に一定の目処が付く頃に、検討してまいりたいと考えております。

以上のことから、全線供用の見込みにつきましては、予定時期を明示することはできませんが、今後とも、予算の重点化と事業の効率化を図り、早期の完成を目指して、整備を進めてまいりたいと考えております。

「小木直江津航路のあり方検討会議」で、当面二隻体制が維持できるような方策を今年の夏を目途に取りまとめるとの方針決定がなされ、この方針を受け、取りまとめに向けての骨子案が佐渡市、上越市の両市議会に示されたところである。

今後、実現に向けて努力しなければならないが、この取りまとめに向けて知事はどのような考えか、また、今後どのような方針で臨まれるのか伺う。

(議員の認識)

・北陸新幹線開通後は、特に、信州や北陸方面への観光ルート上にある小木・直江津航路の存在が佐渡への玄関口として非常に重要な鍵を握っているものと認識

次に、小木・直江津航路についてであります、

同航路は、

- ・生活航路
- ・中部、近畿方面からの観光客が大きなウエイトを占める
観光航路

であり、県、佐渡市、上越市にとってそれぞれ重要な意味を持つ航路であると認識しております。

今後も同航路を維持させるためには利用者増が不可欠であることから、取りまとめにあたっては、

- ・関係者間で連携をとり利用者増に取り組む
- ・佐渡汽船の徹底的な経費削減

をしていく必要があると考えております。また、その上でな

お、見込まれる収支不足の一部につきましては、平成19、20年度において県、佐渡市、上越市が同程度負担して一定の支援を行うことを考えております。

今後の方針といたしましては、民間有識者等を含めた委員会を設け、同航路の収支改善状況等を検証するとともに、平成20年秋までにその後のあり方を検討したいと考えております。

県立野球場について、建設の発表当日まで決断を迷ったと聞いているが、知事が建設を決断した理由について伺う。

(議員の認識)

- ・知事は、大震災の復旧・復興の目処が付かない限り野球場の建設は行わないとの認識
- ・仮設住宅に一人たりとも残さないとも言ってきたと認識

次に、県立野球場に対する考え方についてであります。私はこれまで災害からの復旧は、一人も見捨てることなく生活再建を成し遂げることを大前提にしてきたところであり、これからもその立場に変化はありません。

先日の復興基金理事会において、震災被災地の市町村長などから「地域の核となるコミュニティ施設の再生」・「生業の再建・生活の質の向上」という課題に精力的に取り組んで欲しいとの強い要請もあり、県全体としての「地域の核となるコミュニティ施設」の創出という課題にも本格的に着手していく段階に入ったと考えております。

一方、現在新潟県は若い人を中心に毎年約1万人の人口を減らしており、私としてはサッカーの「新潟スタジアム」のように、次世代を担う若者に夢と希望を与える施設がふるさとづくりのためにも、新潟に必要と思うに至ったところであります。

こうした考えのもとで野球場の建設に取り組む決断をしたところではあります。

県立野球場は造るべきだと思っているが、その規模や構造、運営手法等について、予算化の前に県民に構想を示し、議会でも議論を重ねて進めるべきではなかったか、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

- ・新潟県民はサッカーより野球好きが多いとの認識
- ・極めて財政的に厳しい中、グレードを落として国体に間に合わせるために造る施設ではないはずとの認識

次に、県立野球場の建設についてであります。

今後の建設については、プロ野球公式戦の開催が可能な施設水準を維持することを前提に、設計単価や施設構造の見直しなどを行うこととしておりますが、今議会での議論も踏まえ、更には、野球関係者など、利用される方々のご意見を取り入れながら、より良い計画にしていきたいと思います。

県立野球場の建設財源は、地総債や、証券化の充当などを考えているとのことであるが80億円もの建設費がそれらで賄えるとは思えず、一般財源からの充当が必要であり、当然、他の県政運営上の施策にも大きく影響が有るものと考えますが、知事の所見を伺う。

また、新潟市との負担割合についても、どのような協議が進められているのか併せて伺う。

(議員の認識)

・政令市となる新潟市に対して政令市に相応しい負担を求めるべきとの認識

次に、県立野球場の建設の他施策への影響についてであります。

県立野球場の建設財源等については、

本年度分の県債を除く一般財源からの充当分については、東京地区職員宿舎用地の証券化による財源の一部を活用したいと考えております。

また、来年度以降についても、可能な限り新たな財源の確保に努めたいと考えております。

なお、平成17年度末時点において、財政運営計画に比して財源対策的基金の残高を62億円増加させることができたところであり、今後とも県民の皆さまに不安を持たれないような財政運営に努めてまいりたいと思っております。

また新潟市との負担割合についてであります。

今年度分の約1億9,700万円のうち17.5%を新潟市が負担することで了解を得ております。なお、翌年度以降は、修正設計を踏まえて今後協議することとしております。

県立大学の開学について、2月議会において議論がなされ、知事も検討すると答弁しているにもかかわらず、同じような内容で2008年に開学する予定とされているが、なぜこの時期に設立を急ぐのか、なぜこの計画を進めなければならないのか伺う。

(議員の認識)

・知事は、2月時点の構想はあくまで構想であって、議員の意見は最大限尊重すると答弁し、私どもは関連予算も見直しを前提として認めたものと認識

・2月議会で多くの議員から計画に疑問が出されたが何ら修正されていないとの認識

次に、県立大学についてであります。

本県では、年間1万人を超える人口減となっており、その大きな理由の1つに県外への「進学」があることから、早期に、県内高等教育機関の更なる充実を図る必要があると考えております。

また、本県が日本海側の中核拠点として今後とも発展していくためには、これを担う中核的人材の育成も急務でありますので、平成20年4月の開学も視野に入れて準備を進めたいと考えております。

なお、2月議会における個別の学部・学科についての意見に対する検討状況は、総務管理部長より答弁させますが、開学後につきましては、実績を積み重ねていく中で、高等教育機関を取り巻く環境や社会情勢等を踏まえながら、県立大学の充実に努めてまいりたいと考えております。

これまでの県立女子短大の実績は十分に評価するが、新しい県立大学が過去を引きずる形で開学するのでは、新しい時代を担う学生を養成して欲しいという県民の期待に応えるものではないと考えるが、知事の所見を伺う。

次に、県立大学と県立女子短期大学との関係についてありますが、

構想案では、女子短期大学がこれまでに培ってまいりました教育の伝統と知的財産を活かした中で、人材育成の主要な一翼を担うことを基本としております。

県立大学では、県民の財産である女子短期大学を発展的に活用することにより、少子高齢化に伴う地域コミュニティや幼児教育に関する諸問題、食の安全・安心などの今日的課題に対応するとともに、産業の高度化や人的交流の拡大など本県の将来的な発展を担う人材の育成を求める要望も強いものと認識しております。

また、受験生や保護者からの問い合わせも多く、県民の期待を感じているところであります。

県内の私学への影響を配慮し、県立大学の規模を小さくしたとのことだが、私学への配慮として私学の経営改善についての検討を先に行うべきではないか、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

- ・ 文部科学省では定員割れの私学に対して経営努力を促すため、補助金の減額を検討していると聞いている。
- ・ 建物は新しく立派でも、内容が乏しく大きく定員割れを起こしている私立大学を立て直す方策を検討すべきとの意見

次に、県内私立大学の経営改善についてであります。少子化の影響などにより、一部の県内私立大学において大幅な定員割れが起きるなど大学を巡る状況は、厳しさを増しております。

その対応のためには、何よりもまず、それぞれの大学が特色を打ち出し、受験生や地域から支持されることが重要であると考えております。

県としましては、それぞれの大学が経営努力を積み重ねる中で、私立としての建学の精神を尊重しつつ、県内私立大学の魅力向上を図るための方策を検討してまいりたいと考えております。

少子化対策について、本県の合計特殊出生率が5年連続で過去最低を更新したこと及び県の人口千人当たりの出生数が全国下位であることについて、その原因を含めてどのように受け止めているのか所感を伺う。

(議員の認識)

・国はエンゼルプランなどに基づき多くの施策を打ち出したが少子化に歯止めがかかっていないとの認識

・本県の少子化の状況は、合計特殊出生率では全国平均を上回っているものの、人口千人あたりの出生数は全国40位であり、社会動態も平成9年からマイナスの転出超過が続いている深刻な状況と認識

次に、本県の合計特殊出生率が低下していることについてであります。

平成17年の本県の合計特殊出生率につきましては、5年連続で過去最低を更新したところであります。これは、晩婚化や未婚率の増加が大きく影響しており、その背景として

- ・仕事と子育ての両立の負担感
- ・若者の結婚観の変化

などがあると考えております。

また、人口千人当たりの出生率が全国下位にあることにつきましては、20代前半を中心とする多くの若者が、進学や就職を契機として大都市圏へ移り住むなど、転出超過の状態が続いていることが一つの原因と考えております。

このような状況から、本県においては、働く場の確保、教育の機会の確保などの、社会減対策が重要であると考えております。

少子化対策こそ県政の最重要課題と位置づけ、日本一子育てしやすい県を目指して、全ての施策に子育てしやすさに繋がるかどうかという視点を持って進めるといった考え方が必要と思うが、知事の所見を伺う。

次に、少子化対策を進めていく上での、基本的な考え方についてであります。

少子化の進行は、社会保障における負担の増大や地域社会の活力低下などに繋がるものであり、喫緊の課題であると認識しております。

ご指摘のとおり、少子化対策につきましては県政の最重要課題のひとつであり、若者が将来に向かって夢を持てる定住環境をつくり出していくために、

- ・ 仕事と家庭の両立支援
- ・ 企業誘致など「働く場の積極的創造」
- ・ 多様で魅力的な教育機会の確保

などが必要と考えております。

今後の県政の推進に当たっては、各分野の施策がこうした観点からどのような貢献ができるのかを十分に検討し、子育てに魅力のある「新潟県づくり」を総合的に進めて行きたいと考えております。

少子化をより有効に推進して行くため、国と県のそれぞれ果たすべき役割をどのように捉え、また、それらを踏まえたうえで今後どのように対応して行くのか所見を伺う。

次に、少子化対策における国と県の役割についてであります
すが、

社会保障や労働などの、少子化対策に関わる基本的な政策は国が担っていることから、児童手当や育児休業制度などの、いわゆる自然減対策については、国が責任を持って対応していく事柄であると認識しております。

一方、県が担うべき役割といたしましては、先ほどお答えしたとおり、若者の定住促進に向け、「働く場」や「教育の場」の確保などの、社会減対策を行うことが特に重要であると考えております。

今後、「少子化対策検討戦略検討チーム」の中で、それらを踏まえて、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

知事は以前、第三子には300万円から500万円くらいを支給したらいいのではないかと発言されたと聞いているが、国に提言なり、県で実施するなりの考えはあるのか伺う。

次に、少子化対策として、第3子へ一時金を支給することについてであります。

- ・子育て支援策として県民の「経済的支援」へのニーズが高いこと
- ・出生率の回復に成功したフランスにおいては、手厚い経済支援策が実施されていること

などから、少子化の進行に歯止めをかける有効な方策の一つではないかと認識しております。

県といたしましては、一時金などの経済的支援も含めて、先ほど申し上げました「少子化対策戦略検討チーム」において、今後、幅広く検討を行っていきたいと考えております。

子育て世代は働き世代であり、知事の言われる産業は福祉の糧の言葉どおり、子育て世代に選ばれる産業を本県で伸ばしていかなければならないと思うが、どういう産業を特に振興していくつもりか伺う。

(議員の認識)

- ・安定した収入が得られる就業の場が必要との認識

次に、子育て世代に選ばれる産業についてであります、県民が将来に希望を持って暮らすためには、持続的に高い付加価値を生むことのできる魅力ある産業を育成、振興することが重要と考えており、

- ・健康・福祉・医療関連など成長分野におけるサービス業
 - ・機械、金属、生活関連など本県の「強み」を生かした製造業
 - ・安全・安心な県産農林水産物を加工した食品産業
 - ・全ての産業の効率化と新商品開発に欠かせないIT産業
- などが有望と考えております。

近年の小児科医及び産婦人科医の医師不足は深刻な状況であり、子育てにおける医療環境の整備は早急に対応すべき重要な問題であると考え、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

安心して子育てを行うためには、医療環境の充実が必要との認識

次に、子育てにおける医療環境の整備についてありますが、

安心して子どもを産み育てるためには、小児科医及び産婦人科医の確保が重要であると認識しております。

しかしながら、厳しい勤務環境や医療訴訟の増加等の背景から、こうした診療科の病院勤務医が不足している状況にあります。

県といたしましては、現在、長岡地域でモデル的に実施している小児救急体制等のシステム構築による病院勤務医の負担軽減の拡大等について、取組を進めていきたいと考えています。

また、医学部の定員増加に加え、医師養成には公費が使われていることから、都会から、一定期間、地域医療に携わることを義務付けする制度の創設を、国に働きかけているところです。

医師確保の切り札として、県立十日町病院が中山間地域における過疎と震災の経験を売り物に、臨床研修病院に名乗りを上げたとの事であるが、十日町病院が臨床研修病院となった場合の効果について伺う。

(議員の認識)

- ・臨床研修病院になると医師不足解消の一助になるのではないかとの認識

十日町病院が臨床研修病院となった場合の効果についてありますが、

魚沼地域におきまして、十日町病院を管理型臨床研修病院とし、小出、六日町及び松代の県立病院、また、地域医師会とも連携を図りながら、中山間地域、豪雪地帯におけるプライマリ・ケアなど、魚沼地域の医療の特性を体験できる研修プログラムを提供することとしております。

魚沼地域において、このような地域に根ざした臨床研修を実施することにより、

- ・直接的な効果としては、研修医受入れによる医師の充足
- ・中期的には、魚沼地域を含め県の地域医療を担う医師の育成、確保

につなげて参りたいと考えております。

魚沼基幹病院設置と周辺病院再編のフレームについて、すでに地元
の了解が得られているものと思うが、その進捗状況について伺う
とともに、指定管理者にはどのような機関を想定されているのか伺
う。

魚沼基幹病院設置と周辺病院再編のフレームに係る地元と
の調整状況についてであります。

基幹病院は、県立小出及び六日町病院の機能等の再編・統
合により設置したいと考えており、現在、魚沼市及び南魚沼
市に対し、こうした前提に基づく周辺病院の連携等のフレー
ム案について説明し、協議を進めているところであります。

また、指定管理者につきましては、

- ・ 民間のノウハウを活用した効果的・効率的運営が可能
となること
- ・ 医師の確保や派遣が柔軟に行えること
- ・ 収益事業の実施可能範囲が広がり収益増が見込めるこ
と

等から、県の関与の強い財団形態の法人を新設し対応したい
と考えております。

基幹病院についての新潟大学との連携や、周辺病院への基幹病院からの医師派遣・支援、地元開業医との連携方策等を検討することであるが、この方法で本当に医師確保ができる見通しなのか、所見を伺う。

次に、基幹病院の医師確保の見通しについてであります
が、

基幹病院に県内外から広く医師を集める方策として、新潟大学の教授等の肩書きを条件に募集するとの提案を頂いております。

これは、国立大学が柔軟な経営が可能な国立大学法人となる中で、地域貢献策としては全国初の提案と聞いており、県といたしましては、医師確保に期待が持てるものと考えております。

また、特色のある医療機能を整備することにより、首都圏の医学部や病院との連携も可能となるよう検討を進めてまいります。

県立病院の在り方については、今後全ての県立病院に対して再編統合と民営化を行う方向でいく考えなのか伺う。

次に、県立病院の在り方についてであります。

住民が安心して暮らせ、医師からも評価される医療提供体制をどう構築するかということを基本として、

- ・ 地域における医療機関の役割分担や連携
- ・ 県の果たすべき役割

を地元市町村や関係者と十分協議することが必要であると考えており、必ずしも画一的に考えているわけではありません。

また、運営形態についても、病院経営を取り巻く環境の変化に柔軟かつ効率的に対応して、持続可能な仕組みづくりを進めるには、

- ・ 県立県営に限定せず、
- ・ 公設民営や地方独立行政法人などの選択肢も幅広く視野に入れ、

より効果的な設置運営形態を検討することが必要であると考えています。

本年4月から施行された障害者自立支援法に伴い、利用者負担の増加を理由とした施設からの退所などの実態を県は把握しているのか伺うと共に、こうした影響に対して何らかの支援策等の対応を考えているのか、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

- ・利用者負担の増加により施設を退所した障害者の方もいるとの認識
- ・特にこれまでほとんど利用者負担が無かった通所施設の利用者には影響が大と認識

次に、障害者自立支援法に伴う利用者負担についてであります、

利用者負担額の増を主な理由として施設を退所された方は、

- ・制度移行時の3月末に通所で10名、入所で3名
- ・制度移行後の5月末までが通所で7名

の合わせて20名となっております。

6月に入って退所された方は現在おりませんので、過渡的な状況は一段落したと考えられます。

退所された20名の中には、他のサービスを選択するなど、自らのご判断で退所された方がいる一方、ご家庭の事情によりやむなく利用を中断したため、本人の福祉への支障が懸念されるようなケースも含まれていると市町村から報告を受けております。

私といたしましては、こうしたケースに対して、市町村と連携しながら、きめ細かな相談支援を行うとともに、過渡期の時限的な措置として、個別の支援が可能か検討しているところでもあります。

障害者を地域で支えていくためには、保護者団体等が運営する小規模作業所の充実・強化に向けた取り組みが必要と考えているが、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

・定率負担により利用する通所施設のみではなく、障害者に日中活動の場を提供している小規模作業所の役割が一層重要であると認識

次に、小規模作業所の充実・強化に向けた取り組みについてであります、

小規模作業所は、

- ・定率負担によらず身近でサービスを受けられること
- ・日中活動の場を求める障害者の幅広い受け皿となること

などの重要な役割を担っております。

また、本年10月からは、市町村の創意工夫に応じた様々なサービスが提供できる地域活動支援センター等へ移行できることとされております。

県といたしましては、小規模作業所の充実・強化について具体的に検討するとともに、地域活動支援センター等への移行が円滑になされるよう、市町村を支援してまいりたいと考えております。

発達障害者支援センターの設置については、近々「はまぐみ小児療育センター」に設置されると聞いているが「はまぐみ小児療育センター」に設置するその理由と、どのような機能・役割を担っていくのか、その内容について伺う。

次に、発達障害者支援センターの設置についてであります
が、

これまで自閉症、アスペルガー症候群など発達障害の方々の診断や相談支援等に関する実績がある「はまぐみ小児療育センター」において、平成18年7月3日に開設することとしております。

「新潟県発達障害者支援センター」の機能・役割といたしましては、発達障害者ご本人や家族に対する

- ・ 相談や療育の支援並びに就労支援
- ・ 障害についての情報提供や研修の実施 などのほか、

専門的な知識を持つ人材が不足している現状から、

- ・ 発達障害の専門知識の普及や人材の育成
- ・ 市町村や教育現場等関係機関との連携

など、全県の発達障害者支援体制の構築をリードし、コーディネートしていく役割があると考えております。

教育問題について

若い人たちが安心して子どもを産み、育てたいと思う県づくりを進めるには、多くの課題があるが、教育の力に負うところも大であると考えている。県民の学校教育への期待は益々大きいと考えているが、子どもをそこで学ばせたいと思える教育環境とは、どうあるべきと考えているか、知事の所見を伺う。

次に、教育問題についてお答えします。

子どもを学ばせたいと思える教育環境についてであります
が、

私としましては、教育というものはサービスを提供する側ではなく、教育サービスを受ける側、すなわち児童生徒やその保護者が満足できる教育であるか、また、社会にとって有用な人材を提供できるのか、という観点が重要だと思っています。

つまり、偏差値輪切り型の人材育成でなく、子どもたちの個性や家庭の教育方針にあった学校を選択し、それぞれ得意な分野をより一層伸ばすような教育を受けることができるよう、様々な選択肢が用意されたいいわゆる八ヶ岳型の教育が行えるような教育環境であるべきだと考えております。

学校の安全について、本県の学校施設の耐震診断及び耐震化率は、ともに全国より低い状況であるが、市町村立学校を含めて、こうした状況を改善する方策について伺う。

また、先般村松小学校で防火シャッターによる事故が発生したが、このような事故を2度と起こさないため教育委員会としてどのように取り組んでいくのか伺う。

学校の安全についてであります、

県立学校の耐震化につきましては、これまで「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修を進めてきたところであり、今後も、中長期高校再編整備計画等との整合を図りながら計画的・効率的な改修を進めてまいります。

市町村立学校につきましては、文部科学省に対しては、国庫負担金等の確保を強く要望し、さらに、市町村に対しては、耐震化優先度調査等を活用して計画的な耐震改修を図るよう積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

また、防火シャッターによる事故の再発防止につきましては、児童生徒のいない時間帯での点検作業の実施や、防火シャッターへの安全装置取り付けの促進など、再発防止策の実施について徹底を図ってまいりたいと考えております。

食育の重要性がクローズアップされている今日、本県も積極的な対応を行うべきと考えるが、栄養教諭の配置についての考えを伺う。

(議員の認識)

- ・平成17年4月から栄養教諭制度が創設され各県において配置が始まっているが、免許取得等の関係からまだ本格的な配置が行われていない状況と認識
- ・近年の肥満、偏った栄養摂取、朝食欠食など子供達の食生活の乱れが深刻化する現状に対応するため、学校における食に関する指導の充実が必要との意見

次に、栄養教諭の配置についてであります。

現在、19年度からの導入に向けて、栄養教諭の配置先、配置人数等について検討を進めているところであります。

なお、17年度末時点で、栄養教諭免許取得者が10数人にとどまっていることから、今年度も認定講習を開催し、免許取得者の増加に向け取り組んでいるところであります。

義務教育における全県学力調査の実施や基礎基本の重視による学力向上、また高校改革の推進等により、一定の成果が上がっているとのことだが、改めてこれまでの取組とその成果について伺う。

また、今後は小・中・高において、子どもを入学させたいくなるような魅力ある学校づくりがより一層重要になるが、児童・生徒、保護者のニーズを踏まえ、教育委員会として具体的にどう取り組んでいくのか伺う。

次に、学力向上や高校改革の取組とその成果についてであります。

小・中学校においては、全県学力調査等を活用した「分かる授業」づくりを展開しており、本県小・中学生の学力は着実に上昇し、全国水準を確保しております。

また、高校においても、これまで高校改革に積極的に取り組んできた結果、平成10年度と比較し、高校生活に満足していると答えた今春の高校2年生は、64.4%と、11.1ポイント上昇し、さらに大学等進学率も、43.8%と、10.0ポイント上昇するなど、着実に成果が上がってきております。

今後とも、児童・生徒、保護者をはじめ、県民のニーズを踏まえ、より一層基礎的な学力の向上を図るとともに、中高一貫教育校など特色ある学校・学科の設置やコース制の導入など、魅力ある学校づくりに向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今春、高校においては、不起立教員を処分したと聞いているが、その背景と今後の対応について伺う。

(議員の認識)

・卒業式や入学式の国歌斉唱時に起立しない教員がみられたことは、誠に遺憾

次に、国歌斉唱時の不起立教員の処分についてであります
が、

入学式等においては、学習指導要領に基づいて国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう生徒を指導することは、県立学校教員の当然の責務であります。

このため、教員に対しては、校長をとおして繰り返し起立するよう指示してまいりましたが、こうした職務命令にもかかわらず、今春の卒業式や入学式などにおいても不起立であった教員のうち、4人に対して懲戒処分を行いました。

教育委員会としましては、教員に対して入学式等の国歌斉唱時には起立するよう、校長をとおして指導を継続するとともに、職務命令に違反して不起立であった教員に対しては、今後とも厳正な姿勢で対処していくこととしております。

本県教育における課題と展望について

教育基本法の改正など国全体の大きな課題もあるが、今後の本県教育における課題と展望について教育長の所見を伺う。

次に、本県教育の課題と展望についてであります。

頻発する少年犯罪事件や青少年の規範意識の低下、またいわゆるニートの問題など、青少年を巡る問題は複雑化、多様化しており、本県教育においても、学力の向上、豊かな心の育成、いじめ・不登校・中途退学の解消等々、様々な課題があると認識しております。

これらの解決のためには、「基礎・基本の定着」を確実なものにするとともに、特色ある学校・学科の編成やコース制の導入等により、教育を受ける児童生徒の側に立って、児童生徒が選択できる仕組みづくりに努め、個性の伸長を図っていくことが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、発展する郷土、明日の新潟を担う人材の育成に向けて、私学とも連携を密にし、不易と流行を見定めながら、情熱と気概を持って本県の教育を推進してまいりたいと考えております。

農業問題について

知事は、来年度から実施予定の品目横断的経営安定対策については、護送船団方式と認識し、また、生産調整の取扱いについては、十分な意志決定ができずに慣性の法則が働いたものであり、自らの首を絞めていくようなものだとして以前答えているが、今も同様な考えか伺う。

次に、農業問題についてお答えします。

まず、品目横断的経営安定対策の認識についてであります
が、

- ・単にこの対策の対象となることを自己目的化した取組となつてはならない
- ・この対策の本来の目的は、経営力を備えた強い農業経営の確立であり、そういう方向性で取り組まなければならない

と考えています。

また、生産調整につきましては、国は、平成22年には、農業者や産地が自らの判断により、適量の米生産を行うことを目指しており、私としてもこれが本来のあり方だと考えています。ただ、その態勢が整うまでの間は、県といたしましても、これらに対応できる担い手の育成や需給情報の提供などの支援を行ってまいりたいと考えております。

来年度から実施される品目横断的経営安定対策が、中山間地を含む本県農業に与える影響をどのように考え、県としてこの施策に対し、どのように取組を進めて行こうとしているのか、また、市町村等では集落ごとに説明会を開催するなどの取組が開始されているが、県内の取組の進捗状況について併せて伺う。

品目横断的経営安定対策の県農業に与える影響と取組についてであります。

本対策の導入により、

- ・米価の低下など、農業経営に及ぼす影響が緩和される
- ・経営感覚に優れた足腰の強い経営体が育成される
- ・特に、中山間地域においては、集落営農を中心とした担い手の育成が推進され、地域農業の維持・発展が図られるものと考えております。

県といたしましては、担い手の育成を推進するため、

- ・地域農業の核となる認定農業者等への農地流動化を促進
- ・中山間地域においては、小規模農家や兼業農家が参画し共同で生産に携わる集落営農の組織化・法人化を重点的に推進

しているところであります。

また、県内の進捗状況については、これまでに、関係機関・団体が連携し、

- ・制度説明会の開催やパンフレット等の配布による農業者等への周知を進めるとともに、担い手の候補者としてリスト化した

- ・約18,000人の認定農業者等
- ・約1,000の集落等の組織

を対象として、個別指導を実施しているところです。

品目横断的経営安定対策実施後の生産調整の仕組みはどのように
なると考えているのか、今年度の目標達成見込みと併せて伺う。

(議員の認識)

- ・品目横断的経営安定対策の対象とならない面積が5割あるという
ことになる、これらの人たちは生産調整を実施しても、実質的
なメリットがほとんどなくなることから、今後、生産調整に参加
しなくなることも想定しなければならないとの認識

次に、品目横断的経営安定対策実施後の生産調整の仕組み
についてであります、

- ・生産調整を円滑に進めるための産地づくり対策は、これ
まで同様、生産調整の実施が要件となるとともに、
- ・担い手以外の農業者に対する米価下落対策が産地づくり
対策のメニューとして盛り込まれる

ことが、メリット措置として用意されております。

なお、本年の達成見込みにつきましては、6月20日現在の
市町村からの積み上げを基に試算しますと、目標数量をわず
かに上回る見込みとなっております。

来年度からの米政策改革を含む経営安定対策大綱の本格的実施に向けて、特に中山間地では、産地づくり交付金の後継事業について、地域農業の将来を見据えて地域で工夫して別の作目を育てていくなど、思い切った使い方を検討していくべきではないかと考えるが、所見を伺う。

また、新たな品目や特産品開発、産地づくり等に対して県として重点的な支援が必要と考えるが、所見を伺う。

(議員の認識)

- ・ 品目横断的経営安定対策と生産調整の二つの制度は、中核的担い手のみならず、沢山の小規模農家との共同で成り立つ農業、ひいては農村社会の崩壊に繋がりにかねない危険を持っているとの認識
- ・ 品目横断的経営安定対策において、4haという基準設定の中で中山間地域が取り残される心配があるため集落営農組織の考え方が示され、中山間地の集落は早急に話し合いを行わなければならないが、支援策が見えないと10年先20年先の中山間地域の姿が描けないとの認識

次に、産地づくり交付金についてであります。

この交付金の使途は、国が示すガイドラインの範囲内で、市町村、農協、担い手農業者等で構成する地域協議会で、創意工夫を生かした活用ができる仕組みとなっております。

また、新品目の導入や特産品開発などにつきましても、市町村水田農業ビジョンの実現に向け、これまで同様、各種制度の活用を促進してまいりたいと考えております。

知事は、常々、農業問題について、「中山間地域と平場は違う、平場は産業政策としての農業であるが、中山間地域は、社会政策としての面もある」と述べているが、今後の中山間地域農業の振興策について、どのような考えを持っているか伺う。

次に、中山間地域農業の振興策についてであります、中山間地域農業については、立地条件の厳しさから産業として成り立つには困難があるものの、一方では、県土の保全や自然環境の維持などの役割を担っていることから、公的なサポートの必要があると考えております。

このため、中山間地域等直接支払制度を活用するとともに

- ・ 農業者がお互いに助け合う集落営農体制の構築
- ・ 中山間地域ならではの特産品の開発や農産物の有利販売
- ・ 自然景観や伝統文化などを活かしたグリーン・ツーリズムの取組

などに対する支援を行い、就業機会の創出や新たな所得の確保を図ってまいりたいと考えております。